

てん菜振興基金に係る業務方法書

平成 25 年 3 月 22 日制定
平成 26 年 2 月 19 日一部改正
一般社団法人北海道てん菜協会

第 1 条 この業務方法書は、一般社団法人北海道てん菜協会（以下「協会」という。）が行う、甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生産第 2826 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生産第 2827 号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）及び甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業推進費補助金交付要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生産第 2829 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に基づき、協会が行う業務についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第 2 条 協会は、その業務の公共的重要性に鑑み、行政庁その他関係機関との緊密な連絡の下に、その業務を能率的に運営するものとする。

（基金の造成）

第 3 条 協会は、実施要綱第 4 の 3 に定められたてん菜振興基金（以下「基金」という。）を国からの補助金により造成するものとする。

2 協会は、交付要綱第 5 に基づき、基金の原資となる補助金について農林水産大臣に対して交付申請を行い、当該交付申請に係る補助金の交付を受けるものとする。

（基金の管理方法及び使途）

第 4 条 協会は、基金を実施要綱第 2 の 1 の（2）の北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業（以下「事業」という。）以外の使途に使用してはならない。ただし、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）の承認を得て、事業の実施に係る事務に要する経費に充てることができる。

2 協会は、基金を金融機関への貯金等元本が保証された方法により運用するものとする。

3 協会は、基金を他の業務に係る資金と区分して経理するため、基金勘定を設け、国からの補助金及び次条に基づき資金に繰り入れられた金額を積立金として会計処理するものとする。

4 協会は、第 8 条に基づき交付決定を行った助成金の交付及び事務に要する経費の支出を基金から行う場合には、基金取崩計画書を作成し、あらかじめ生産

局長の承認を得た上で、前項における積立金から必要な額を取り崩し、これを行うものとする。

(果実の取扱い)

第5条 協会は、基金の運用に伴い生ずる収入を、基金に繰り入れるものとする。

(事業の公募)

第6条 協会は、実施要綱別表に掲げる事業実施主体（以下「事業主体」という。）を、協会のホームページにおいて、実施要綱及び実施要領に基づき作成する「北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業公募要領（以下「公募要領」という。）」を掲載する方法により公募する。

(業務の内容)

第7条 協会は、事業主体に対し、実施要綱別表に掲げる補助率の範囲内で、事業の実施に必要な経費を助成するものとする。

(助成金の交付決定手続)

第8条 協会は、事業主体から事業に係る事業実施計画（以下「実施計画」という。）の承認申請があった場合には、あらかじめ農林水産省北海道農政事務所長（以下「農政事務所長」という。）と協議の上、適当と認められるときは、速やかに実施計画の承認を行うものとする。

2 前項の承認を受けた事業主体は、別記様式第1号により助成金の交付申請を行うものとし、協会はその内容審査の上、適当と認められるときは別記様式第2号により予算の範囲内で助成金の交付決定を行うものとする。

3 事業主体は、前項の助成金の交付申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。

4 第1項及び第2項の規定は、実施計画又は助成金の変更申請があった場合について準用する。

(助成金交付決定の際に付する条件)

第9条 協会は、前条の規定に基づき交付決定を行う場合には、次の条件を付すものとする。

(1) 事業実施に際し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第1799号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の

執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、実施要綱、実施要領及びこの業務方法書によることとすること。

(2) 前号に定めるもののほか、助成金の交付の目的を達成するために必要と認める条件。

(事業の着手)

第10条 事業主体の事業の実施については、原則として、助成金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合には、事業主体は、あらかじめ、協会の適切な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前届けを別記様式第3号により、協会に提出するものとする。

2 前項のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合には、事業主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、助成金の交付が確実にとなってから、着手するものとする。

また、この場合において、事業主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業主体は、交付決定前に着手した場合には、第8の2項の交付申請書の備考欄に、着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

3 協会は、1項のただし書きによる着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業主体を指導するほか、着手後においても必要な指導等を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

(助成金の交付)

第11条 事業主体は、助成金の支払の請求をしようとするときは、別記様式第4号により事業実績報告書を作成し、借受書の写し及びリース物件価格を証明する書類等を添付した上で、協会に提出するものとする。

2 協会は、事業主体から助成金の支払の請求があった場合には、当該申請者が実施計画に基づいた事業を行ったかどうかについて必要に応じて現地の確認を行い、当該事業が適切に行われたと判断した場合には、別記様式第5号により交付決定額の確定を行い、助成金を支払うものとする。

3 第8条第3項のただし書により交付の申請をした事業主体は、第1項の報告書を提出するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを助成金から減額して報告しなければならない。

4 第8条第3項のただし書により交付の申請をした事業主体は、第1項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減

額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに協会に報告するとともに、協会の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(助成金の返還)

第12条 協会は、助成金の交付を受けた者が、以下のいずれかに該当することが明らかとなった場合には、助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合において、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該納付金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した額を加算することができるものとする。

- (1) 交付決定後の事情の変更により、交付決定に係る事業の全部又は一部が遂行できなくなった場合
- (2) 第9条の規定により付された条件に違反した場合
- (3) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けた場合

(不正行為に対する措置)

第13条 協会は、事業主体の代表者、理事、職員等が、本事業の実施等に関して不正行為や不適切な手続き等をした場合又はその疑いがある場合にあつては、事前に農政事務所に協議の上、当該不正行為等に関する真相及び発生要因の解明を行い、事業主体に対して是正措置等適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

- (2) 協会は、(1)に該当する事業主体が、指導に基づく是正措置をとらなかったと認めた場合、事前に農政事務所に協議の上、事業実施計画の承認の取消しや既に交付された助成金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

(事業実施状況の報告)

第14条 事業主体は、実施要綱第7の1に基づく事業の実施状況について、事業実施年度の翌年度の7月末日までに、協会に報告するものとする。

- 2 協会は、実施要項第7の2に基づき、第1項により提出のあった事業実施状況報告を取りまとめ、農政事務所に報告するものとする。

(事業の評価)

第15条 事業主体は、実施要綱第8の1に基づく成果目標の達成状況等事業の評価について、目標年度の翌年度の7月末日までに、協会に報告するものとする。

- 2 協会は、第1項の事業の評価が適切になされていないと判断される場合は、実施要綱第8の2に基づき、当該事業主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 3 協会は、第1項の事業の評価について、成果目標が達成されていないと判断される場合は、実施要綱第8の2に基づき、当該事業主体に対し、引き続き目標達成に取り組むように指導するとともに、改善計画を提出させるものとする。

- 4 前項により実施した取組の評価については、第1項及び第2項に準じて行うものとする。
- 5 協会は、実施要綱第8の3に基づき、前項により提出のあった評価報告内容を審査し、農政事務所に報告するとともに、速やかに公表するものとする。
- 6 協会は、3により事業主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを農政事務所に報告するものとする。

(基金管理状況の報告)

第16条 協会は、毎年度の上半期（4月から9月まで）及び下半期（10月から3月まで）の基金の管理状況を取りまとめ、基金管理状況報告を作成し、各半期最終月の翌月末日までに生産局長に提出し、この内容について公表するものとする。

(証拠書類の保管)

- 第17条 協会は、必要に応じて、事業実施主体の経理内容を調査し、事業の助成金の申請及び交付事務に係る関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。
- 2 協会は、事業の助成金の交付の基礎となった証拠書類を、助成金の交付が完了した年度の翌年度から起算して5年間整備保管するものとする。

(事業の終了)

第18条 協会は、国の事業が終了した場合には、事業を終了するものとする。

附 則

- 1 この業務方法書は、実施要綱第5の6の（3）の規定により生産局長の承認を受けた日から施行する。
(平成25年3月22日制定、平成26年2月19日一部改正)
- 2 この改正前のさとうきび等安定生産体制緊急確立事業実施要綱の規定に基づき造成したてん菜振興基金の管理並びにこれらの基金を活用して行われた事業の取扱いについては、なお、従前の例による。(平成26年2月19日)

(別記様式第1号)

平成 年度てん菜振興基金に係る
北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業助成金交付申請書

番 号
平成 年 月 日

一般社団法人北海道てん菜協会会長 様

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 名 印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、てん菜振興基金に係る業務方法書（平成25年3月22日社団法人北海道てん菜協会制定）第8条の2規定に基づき、助成金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的
(事業実施計画書から転記)

2 経費の配分

事業名	補助事業に要する経費	国庫補助の額	備考
北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業	円	円	
合 計			

3 収支の予算額

(1) 収入の部

区 分	金 額	備 考
1 助成金	円	
2 その他		
合 計		

(2) 支出の部

区 分	金 額	備 考
北海道・南九州畑 作物農業機械等リ ース支援事業	円	
計		

4 助成金の振込先

ふ り が な	
振込先金融機関	
ふ り が な	
支 店 名	
ふ り が な	
貯 金 の 種 別	
ふ り が な	
口 座 番 号	
ふ り が な	
貯 金 の 名 義	

(別記様式第 2 号)

平成 年度てん菜振興基金に係る
北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業助成金の交付決定について

番 号
平成 年 月 日

事業実施主体 様

一般社団法人北海道てん菜協会
会長 ○○ ○○ 印

平成 26 年 月 日付け第 号で申請のあった平成 年度てん菜振興基金に係る北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業助成金交付申請書に基づき、下記のとおり助成金を交付することに決定したので通知する。

記

- 1 助成金交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け第 号で申請のあった平成 年度てん菜振興基金に係る北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業とし、その内容は、計画承認を受けた事業実施計画書（以下「計画書」という。）のとおりとする。
- 2 助成事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりとする。
ただし、助成事業の内容が変更された場合における助成事業に要する経費及び助成金の額については、別に通知するところによるものとする。
助成事業に要する経費 金 円
助成金の交付決定額 金 円
- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、計画書の事業内容欄記載のとおりとする。
- 4 補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額に補助補助率を乗じて得た額と配分に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額）とのいずれか低い額の合計とする。
- 5 事業実施に際し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適

正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。）、甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生産第 2826 号農林水産事務次官依命通知）、甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生産第 2827 号農林水産省生産局長通知）及びてん菜振興基金に係る業務方法書（平成 25 年 3 月 22 日付け一般社団法人北海道てん菜協会制定）によるものとする。

- 6 補助金交付の条件は、前記 5 に定めるもののほか次のとおりとする。
- (1) 事業実施に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、助成金の交付が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
 - (2) 前記 5 の条件に違反したときには、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

(別記様式第3号)

平成 年度てん菜振興基金に係る
北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業交付決定前着手届

番 号
平成 年 月 日

一般社団法人北海道てん菜協会会長 様

事業実施主体名
代 表 者 名 印

平成 26 年 月 日付け〇〇てん協第 号で承認のあった平成 年度てん菜振興基金に係る北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたいのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行われないこと。

事業内容	事業量	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

注1：上表に、承認を受けた事業実施計画の事業内容を記述すること。

注2：「理由」の欄については、合理的な理由となるよう詳しく記述するものとし、必要に応じて資料を添付すること。

(別記様式第4号)

平成 年度てん菜振興基金に係る
北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業実績報告書

番 号
平成 年 月 日

一般社団法人北海道てん菜協会会長 様

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 名 印

平成 年 月 日付け〇〇てん協第 号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、交付決定の内容に従い実施したので、てん菜振興基金に係る業務方法書(平成25年3月22日社団法人北海道てん菜協会制定)第11条の1の規定に基づき、その実績を報告する。

また、併せて精算額として下記のとおり助成金の交付を請求する。

記

北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業助成金 円

(要領)

- 1 事業の実績が、交付申請の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」旨加筆し、計画書の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があつた場合においては、交付決定を受けた計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 3 報告の際には以下の書類を添付すること。また、以下の書類のほか、必要に応じて、資料の提出を求めるものとする。
 - ・リース契約書の写し又は金額の確認できる書類
 - ・入札が分かる書類

(別記様式第5号)

平成 年度てん菜振興基金に係る
北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業助成金の額の確定について

番 号
平成 年 月 日

事業実施主体 様

一般社団法人北海道てん菜協会
会長 ○○ ○○ 印

平成 年 月 日付け で提出のあった、平成 年度てん菜振興基金に係る北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業実績報告書を審査の結果、平成 年 月 日付け(番号)号により交付決定した平成 年度てん菜振興支援基金に係る北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業助成金の額を下記のとおり確定したので通知する。

記

助成事業に要した経費	金	円
助成金の額の確定	金	円